

第 73 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた
ZIP Telecom 株式会社への追加質問及び回答

問 着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されています。そのような事業者にまでビル&キープ方式を強要することは無理があると思われ、論点整理案の通り選択制とすることが良いと考えます。その上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要だと思われれます。

その場合、約款化の必要性の有無、約款化した場合の呼種、接続形態等の条件付けについて、どのような措置が必要だとお考えですか。

(関口構成員)

(ZIP Telecom 株式会社回答)

- 指定設備設置事業者によるビル&キープ方式の選択制にかかる約款化の条件付けについては、以下の措置が適切だと考えます。

① 約款化の必要性について

指定設備設置事業者による競争上の優位性を用いた協議に陥らない為に、約款にビル&キープ方式が選択可能となる条件を規定することに賛成致します。

約款には「指定設備設置事業者と非指定設備設置事業者の双方が合意した場合に限りビル&キープ方式が適用されること」や「一方の事業者がビル&キープ方式を望まない場合には、従来の精算方式に基づく事業者間協議を行うこと」など、ビル&キープ方式を適用する場合は、双方の合意が必要となることや、一方の事業者がビル&キープ方式を望まない場合は、従来の精算方式にかかる接続料水準の協議が行われるなどの記載が盛り込まれることが適切だと考えます。

② 約款化した場合の呼種、接続形態について

ビル&キープ方式が適用される場合の呼種、接続形態については、一般呼、サービス呼等の区分に関係なく全ての呼種、接続形態に適用されることが適当だと考えます。いずれかの接続料をビル&キープ方式の適用外とした場合、当該呼種については事業者間協議を要することとなり、指定設備設置事業者による競争上の優位性を用いた協議の可能性、協議に要する時間的コストや特定の呼種のみを対象とした網使用料精算にかかる人的・設備的コスト等の観

点からも適当ではないように思われることから、全ての呼種、接続形態に適用されることが適当だと考えます。

以上